

会社などを退職した人は国民年金加入の手続きが必要です

国民年金機構草津年金事務所 ☎(567)2220 ☎(562)9638
 国保年金課 ☎・☎(582)1120 ☎(582)1138

日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の人で、厚生年金に加入している会社員や公務員以外の人は、すべて国民年金第1号被保険者または第3号被保険者となります。

退職などにより国民年金に加入(第1号被保険者への切り替え)する場合は、草津年金事務所または国保年金課での手続きが必要です。

年金加入の手続きから1~2ヵ月後に日本年金機構から納付書が送付されます。保険料の支払いが難しいため、免除などを希望する場合は、手続き時に申し出てください。

- 国民年金第1号被保険者……自営業の人、農林漁業に従事している人、学生、無職の人
 - 国民年金第3号被保険者……厚生年金保険に加入している会社員や公務員などの第2号被保険者に扶養されている配偶者
- 持年金手帳またはマイナンバーの分かるもの、運転免許証など来庁者の本人確認ができるもの、印鑑、委任状(同世帯以外の人が手続きする場合のみ)、加入理由ごとに必要となるもの(下表参照)

国民年金加入の理由によって必要となるもの

手続きが必要となるとき	必要なもの
会社などを退職したとき ※扶養されている配偶者も手続きが必要です。健康保険を任意継続する場合も国民年金の加入手続きが必要です。	退職証明書、社会保険資格喪失証明書、離職票、雇用保険受給資格者証 など(いずれかで可)
雇用形態の変更などにより社会保険の資格を喪失したとき	社会保険資格喪失証明書
厚生年金保険に加入している配偶者の扶養を抜けたとき	社会保険資格喪失証明書、扶養削除証明書 など(いずれかで可)
厚生年金保険に加入している配偶者が65歳になったとき(扶養されている人が20歳以上60歳未満の場合)	配偶者が別世帯の場合のみ、配偶者の年金番号またはマイナンバーが分かるもの

社会保険料控除にかかる納付額のお知らせ

1月下旬ごろに社会保険料控除(国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料)のお知らせを発送する予定です。それまでに確定申告などで必要な場合は、左記へご連絡ください。

- 国民健康保険税について(納税課)
☎・☎(582)11118
☎(5803)97388
- 介護保険料について(介護保険課)
☎・☎(582)11127
☎(5801)02003
- 後期高齢者医療保険料について(国保年金課)
☎・☎(582)11120
☎(5802)11388

マイナンバーカード出張申請案内処 at 市立図書館

写真撮影および申請手続きは職員が行います。
 時 12月5日(土)午前10時~正午
 所 市立図書館 活動室
 定 先着100人
 申 11月17日(火)~24日(火)に電話で下記へ申し込み。
 他 持参物は不要です。密集を避けるため、時間指定します。

国民市民課
 ☎・☎(5802)11122
 ☎(5803)9737

コンビニ交付サービスでの各種証明書発行業務を一時停止します

システムメンテナンスのためコンビニ交付サービスを一時停止します。ご理解とご協力をお願いいたします。

時 11月22日(日)~23日(月・祝)の終日
 問 コンビニ交付全般(市民課)
 ☎・☎(582)11122
 税証明について(税務課)
 ☎・☎(582)11115

12月3日(木)~9日(水)は「障害者週間」です

障害のある人がさまざまな活動に積極的に参加する意欲を高め一人ひとりが障害者福祉について関心と理解を深めるための期間です。期間中、市役所とすこやかセンターに啓発の旗を掲げます。
 問 障害者福祉課
 ☎(582)1168
 ☎(581)02003
 滋賀県身体障害者福祉協会
 ☎(565)4832